

環境影響評価調査計画書の説明

1. 環境影響評価について
2. 対象事業の概要
3. 環境影響評価の項目
4. 調査、予測、評価の手法等

1. 環境影響評価について

1-1. 環境影響評価とは

◆ **環境影響評価（環境アセスメント）**とは、大規模な開発事業や公共事業を実施する前の段階で、事業者自らが**事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価**し、これを公表するとともに、住民の皆さまや環境の専門家からの意見を聴き、これを事業計画に反映することにより、**公害の防止や自然環境の保全を図るための制度**

◆ **埼玉県環境影響評価条例**では、**1日当たりの処理能力200t以上のごみ処理施設の設置**は環境アセスメント手続の対象

本事業の規模：処理能力 **255t/日**

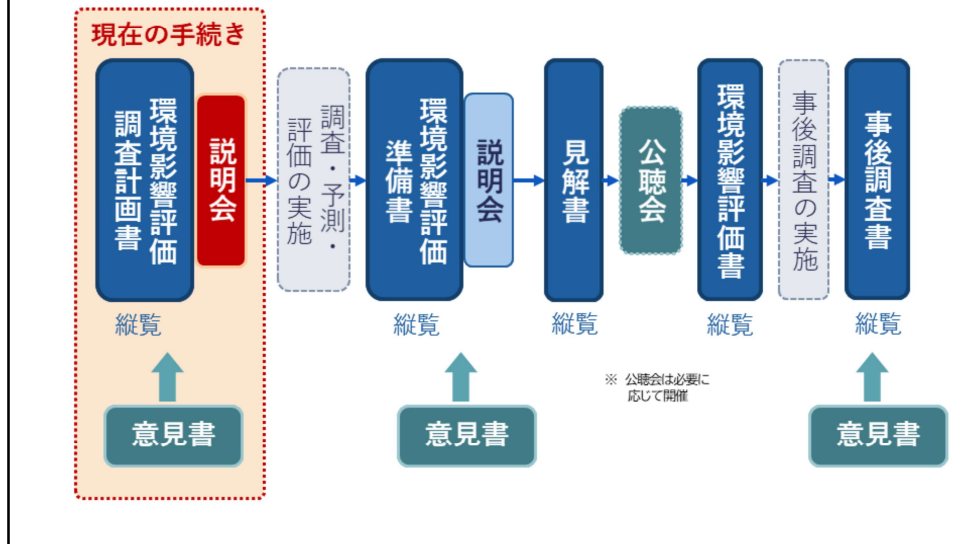
**環境影響
評価手続
を実施**

環境影響評価について、まず、その制度の手続きについて御説明いたします。

埼玉県環境影響評価条例では、廃棄物処理施設の建設にあたり、1日あたりの処理能力が200トン以上のごみ処理施設の設置には環境アセスメントの手続きが必要であるとなっています。

1-2. 環境影響評価の流れ

◆ 県条例に基づく環境影響評価の流れ



こちらが県の条例に基づきます環境影響評価の流れでございます。

2. 対象事業の概要

現在想定をしております事業の概要について御説明いたします。

2-1. 事業者及び対象事業の名称等

1) 事業者の名称等

名 称：大里広域市町村圏組合

代表者：管理者 小林 哲也

所在地：埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地

2) 対象事業の名称等

名 称：（仮称）新熊谷衛生センター整備事業

種 類：廃棄物処理施設の設置

（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

事業者は大里広域市町村圏組合です。

管理者は、小林熊谷市長でございます。

対象事業の名称は、（仮称）新熊谷衛生センター整備事業であり、正式名称は、今後決定いたします。

環境影響影響表の種類は、埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号に示す「廃棄物処理施設の設置」によるものとなります。

2-2. 対象事業の目的

- ・大里広域市町村圏組合（構成団体：熊谷市、深谷市、寄居町）が運営管理する熊谷衛生センター（第一・第二工場）、江南清掃センター及び深谷清掃センターの4つのごみ焼却施設は、供用開始より20年以上が経過し、**老朽化により更新を検討する段階**
- ・本組合管内の人口減少も進んでおり、**施設の統廃合・集約化**を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要
- ・令和3年2月、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」の中間答申：

①施設の規模は、組合全体で**422t/日～501t/日**程度

②ごみ焼却施設を2施設体制とし、建設候補地を**熊谷市別府地内**及び**深谷市榎合地内**とする

⇒ **熊谷市別府地内に「（仮称）新熊谷衛生センター」を整備することを目的として実施**

熊谷市、深谷市、寄居町を構成団体とする大里広域市町村圏組合では、4つのごみ処理施設を運営しており、いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し、現在のごみ処理施設の長寿命化の期間が終了し始めることから、新たな施設整備に関して具体的な検討を進めることが喫緊の課題となっています。

また本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合、集約化を進めることにより効率的な運営を行っていく必要にも迫られているところでございます。

本組合では、学識者、組合議会議員、自治会連合会の代表、行政職員からなる「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」を立ち上げ、ごみ処理施設整備基本構想を検討し、令和3年2月に、

①施設規模は、組合全体で「422t/日～501t/日程度」とすること、

②ごみ焼却施設を2施設体制とし、建設候補地を熊谷市別府地内及び深谷市榎合地内とする

という内容の中間答申をいただいております。

（仮称）新熊谷衛生センターは熊谷市別府地内に整備することを目的に事業を進めてまいります。

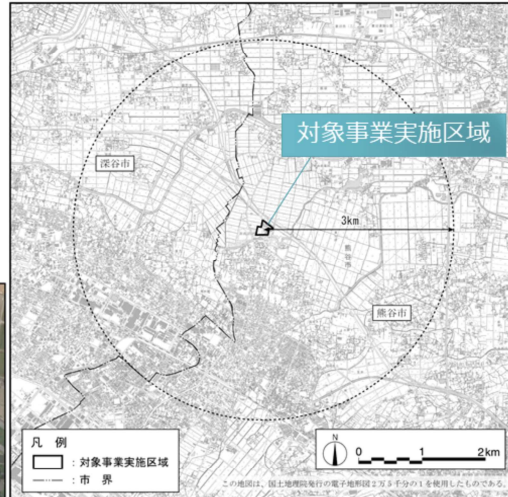
2-3. 対象事業の実施区域

1) 位置

熊谷市西別府583番地1
(熊谷衛生センター区域内)

2) 面積

約3.4 ha
(都市計画上の面積)



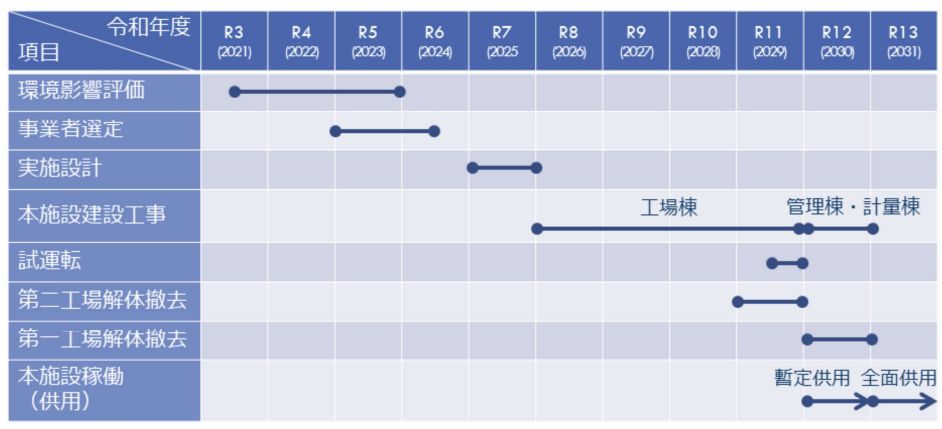
対象事業の実施区域について御説明いたします。
対象事業実施区域の位置は、熊谷市西別府583番地1となります。
航空写真で赤枠で囲んでいる範囲が、すでに都市計画決定済みの区域であり、今回の環境影響評価における対象事業実施区域となります。

2-4. 対象事業の規模及び実施期間

1) 対象事業の規模

規模（処理能力）：**255 t/日**

2) 対象事業の実施期間



施設規模、処理能力は255t/日となります。

対象事業の実施期間は、令和5年度まで環境影響評価手続を実施したのち、並行して事業者選定を行い、令和6年度中に事業者を選定します。

令和7年度より事業者による実施設計に着手し、令和8年度から本施設工場棟の土木・建築工事に着手します。

その後、令和9年度に本施設工場棟のプラント工事（設備機器の据付等）を行い、令和11年度後半に試運転を開始し、同年度中に工場棟を竣工し、令和12年度より本施設工場棟の暫定供用を開始します。

現熊谷衛生センター第二工場は（仮称）新深谷清掃センターが供用を開始する令和11年度に解体撤去し、その跡地に本施設の管理棟・計量棟を整備します。

第一工場は、本施設の暫定供用開始後の令和12年度に解体撤去を行い、管理棟・計量棟を含む本施設の全面供用は令和13年度からとなります。